



おまかせ税金相談

税を考える週間関連イベント

のご案内



今年も浜屋前で無料相談会を行います



令和 3 年 11 月 11 日(木)、12 日(金)

am10:00~pm4:00

長崎浜屋玄関横

- ・給料とは別に家賃収入があると申告が必要？
 - ・支払った医療費が多いと税金が戻ってくる？
 - ・住宅ローンでマイホームを買ったら税金が戻ってくる？
 - ・相続税が増税されたって本当？
 - ・親からの贈与も申告が必要？
- など、お気軽にご相談ください

お買い物ついでにどうぞご利用ください。

